

決議案第 2 号

海上自衛隊鹿屋航空基地における米軍無人偵察機MQ-9 の一時展開容認決議

ロシアによるウクライナ侵攻、中国による東シナ海周辺での活発な軍事活動、北朝鮮によるミサイル発射や違法な海上活動等、力による現状変更を試みる動きが活発化し、我が国を取り巻く安全保障環境が著しく悪化している状況にある。

このような状況下、我が国周辺海域における情報収集能力の強化は、こうした動きに対する抑止力の維持・確保の観点から、我が国の防衛上の喫緊の課題となっている。

今般、防衛省から示された海上自衛隊鹿屋航空基地への米軍無人偵察機MQ-9の一時展開は、その必要性を理解するものである。

しかしながら、米軍駐留に伴う米軍人による事故・事件に対する地域住民の不安を払拭し、安心安全が担保されることが重要な課題となっている。我が国は、1960年、日米安全保障条約第6条に基づいて日米地位協定を締結しているが、安全保障をめぐる日米関係及び国際情勢が大きく変化している状況にありながらも60年余りにわたって改定されることなく、今日に至っている。

こうしたことから、本市議会では、平成17年12月、「日米地位協定の抜本的改定を求める意見書」を全会一致で可決し、政府関係機関へ送付したところである。日本国民の基本的な人権に係る重要事項について米国の好意的裁量権に依存する運用面での改善という行政的対応では限界があり、一行政機関に過ぎない外務省北米局と在日米軍副司令官で構成される日米合同委員会の協議に委ねることでは国民の安心安全は担保できない。

よって、本市議会は、市民の安心安全を担保するために日米地位協定の抜本的見直しを強く求めたうえで、米軍無人偵察機MQ-9の海上自衛隊鹿屋航空基地への一時展開について容認やむを得ないとするものである。
以上、決議する。

令和4年6月30日

鹿児島県鹿屋市議会